

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
4K6Z23C02240		4L7X2A20020 0001				GS-CG-Z-240001	
品名 または 件名							
装備品に係るシステムのリスク管理枠組み対応に係る技術支援役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST				0		
納地または工事場所				引 渡 場 所			
陸幕装計部通電課							
搬 入 場 所				納 期 また は 工 期			
				令和8年3月31日（火）			

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和6年10月23日（水）11時00分 中央会計隊入札室（E-1棟 6F）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札に関する条件

仕様書第2項7 役務員の資格 a) 契約の相手方 に示す内容を確認できる書類を令和6年10月10日（木）17時00分までに下記へ提出するものとする。

提出先：陸上幕僚監部装備計画部通信電子課 鈴木 (TEL：03-3268-3111 内線40901)

陸上幕僚監部装備計画部通信電子課 笠井 (TEL：03-3268-3111 内線40903)

(2) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 契約書作成の要否

ア 契約金額が50万円以上の場合は請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。

契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する条項

「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」

「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」

(4) その他

- ア 競争参加資格の年度は令和04・05・06年度とする。
- イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分（前日が休日及び休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。
- エ 代理による入札は、入札時までに委任状を提出すること。
- オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（メール又はFAX可）
- カ 郵便入札があった場合の再度入札は別途執行日時を示して後日執行する。
- キ その他の項目については別紙による。
- ク 不明事項等の問い合わせ先
中央会計隊契約科第3班 當銘（とうめ） (TEL：03-3268-3111内線47555)
(FAX：03-5269-5135(直通))

仕様書に関する問い合わせ先
陸上幕僚監部装備計画部通信電子課 鈴木 (TEL：03-3268-3111内線40901)
陸上幕僚監部装備計画部通信電子課 笠井 (TEL：03-3268-3111内線40903)

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札。
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があつた場合または契約に反する事態が生じた場合。

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従つて契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合が、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
装備品に係るシステムのリスク管理枠組み対応 に係る技術支援役務	GS-CG-Z-240001	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和 6 年 6 月 6 日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	陸上幕僚監部通信電子課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊が整備・運用を行う装備品に係るシステムのリスク管理枠組み（以下“RMF”という）対応に関する技術的な支援役務（以下“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001及びJIS X 0001～JIS X 0032による。

1.2.1 RMF

米国防省の最新のセキュリティ基準を参考に、令和5年度からリスク管理枠組み（RMF：Risk Management Framework）を防衛省・自衛隊の情報システムに導入し、運用開始後を含むライフサイクル全般を通じたリスク管理を継続的に実施していくことをいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、この仕様書と引用文書の規定が異なる場合、法令等を除き、この仕様書の規定が優先する。

a) 規格

JIS X 0001～0032 情報処理用語

ISO 9001 （品質）

ISO/IEC 27001 （情報セキュリティ）

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

GS-CG-Z-240002 陸上自衛隊装備品等の運用承認申請に係る技術支援役務

c) 法令等

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）〔防装庁（事）第137号（令和4年3月31日）〕

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）〔防装庁（事）第3号（31. 1. 9）〕

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項に

について（通知）〔装プ武第188号（31. 1. 9）〕

リスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策について（通知）〔防整サ第14550号（令和5年7月3日）〕

情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領等について（通知）〔防整サ第14550号（令和5年7月3日）〕

1.3.2 関連文書

この仕様書に関連する次の文書は、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

調達要領指定書によって指定する。

b) 法令等

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）

取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）〔防防調第4608号（19. 4. 27）〕

取扱上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）〔陸幕情第175号（19. 7. 31）〕

防衛省の情報保証に関する訓令〔防衛省訓令第160号（19. 9. 20）〕

防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）〔防運情第9248号（19. 9. 20）〕

陸上自衛隊の情報保証に関する達〔陸上自衛隊達第61－8号（19. 12. 17）〕

陸上自衛隊文書管理規則〔陸上自衛隊達第32－19号（23. 4. 1）〕

陸上自衛隊の情報保証に関する達の運用について（通達）〔陸幕指通第186号（5. 5. 23）〕

c) その他

政府機関の情報システムにおいて使用されている暗号アルゴリズムSHA－1及びRSA1024に係る移行指針（20. 4. 22）

政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和5年度版）

デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック〔2023年（令和5年）3月31日デジタル庁〕

2 本役務に対する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次によるものとし、適用の有無は、調達要領指定書によって指定する。

- a) この役務は、“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）”及び“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）”に基づき、この役務のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込み等などが行われるリスクの対策などを行う。

- b) IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については、GLT－CG－Z000009の2.2による。

2.2 技術支援対象装備品等名・実施場所・日程・役務時間

技術支援対象装備品等名、実施場所、日程及び役務時間は、調達要領指定書によって指定する。

2.3 実施期間

本役務を実施する期間は、契約締結日から令和8年3月31日とする。

2.4 役務員の勤務時間

本役務の実施期間中における役務員の勤務時間は、1日7時間45分を標準とする。ただし、作業上必要がある時は、検査官等の指示によって勤務する。

2.5 月間役務時間報告書

本役務の作業記録として、“月間役務時間報告書”を作成し要求元へ提出する。

2.6 役務内容

技術支援の内容は次による。

- a) 実施計画書の作成及び改定 契約の相手方は、本調達仕様書に基づき、契約締結後速やかに実施計画書を作成し、官側の確認を得て提出し、本役務契約期間において、必要に応じて、実施計画書を修正すること。実施計画書は、必要に応じ以下の事項を含めること。

- 1) 作業概要
- 2) 作業体制
- 3) スケジュール及びWBS（作業工程表）

WBSには作業項目、作業内容、スケジュール、担当者等を記載すること。

- 4) 提出物一覧
- 5) 会議体
- 6) 進捗管理
- 7) リスク管理
- 8) 課題管理
- 9) 変更管理
- 10) 品質管理
- 11) コミュニケーション管理
- 12) その他（情報保全等）

- b) RMF関連文書の作成に係る問い合わせ対応 RMF関連文書の作成に係る官及びGS-CG-Z-240002の事業者による問い合わせ対応は次による。

- 1) リスク評価報告書の作成に係る問い合わせ対応 契約の相手方は、対象システムの構成、環境状況及び運用管理規則等を調査し、リスク評価に係る技術的事項を整理・分析し、リスク評価報告書の作成に係る問い合わせ対応をすること。
- 2) セキュリティ計画書の作成に係る問い合わせ対応 契約の相手方は、対象システムのリスク評価を踏まえ、リスク低減を図るためのセキュリティ管理策の選定に係る技術的事項を整理・分析し、セキュリティ計画書の作成に係る問い合わせ対応をすること。
- 3) 継続監視計画書の作成に係る問い合わせ対応 契約の相手方は、対象システムのセキュリティ計画書に基づき実装された、セキュリティ管理策の実施状況の継続的な確認方法に係る技術的事項を整理・分析し、継続監視計画書の作成に係る問い合わせ対応をすること。
- 4) 将来対応計画書の作成に係る問い合わせ対応 契約の相手方は、対象システムの継続的なリスク低減を図るため、セキュリティ管理策の追加に係る技術的事項を整理・分析し、将来対

応計画書の作成に係る問い合わせ対応をすること。

- c) RMF 関連文書の評価及び改善案に関する助言 官及びGS-CG-Z-240002の事業者による 2.4b)1)～4)に関するRMF 関連文書を評価し、必要により改善案に関する助言を実施しRMFセキュリティ管理策の実装を支援する。RMFセキュリティ管理策の実装の支援は次による。
- 1) 管理的対策の策定の支援 契約の相手方は、対象システムへのセキュリティ管理策の実装において、運用管理規則の整備等に係る技術的事項を整理・分析し、管理的対策の策定を支援すること。
 - 2) 技術的対策の策定の支援 契約の相手方は、対象システムへのセキュリティ管理策の実装において、システム設計書等の技術文書の見直し等に係る技術的事項を整理・分析し、技術的対策の策定を支援すること。
- d) 各種調整会議の支援 必要に応じ、システムの整備・運用に伴う関係者（官民間及び官官間）による各種調整会議に参加すること。官側（調達要求元）の主催する会議においては、議事録作成を支援すること。また、会議の検討内容に関する技術的事項を整理・分析し、必要に応じ、課題解決のための検討及び資料の作成支援を行うこと。
- e) 打合わせ及び報告 打合わせ及び報告は次による。
- 1) 契約の相手方は、官側と協議した定期的な日程及び必要の都度、本業務の実施状況について、官側との打合わせを実施すること。契約の相手方は、打合せの都度、議事録を作成し、官側の確認を得て、提出すること。
 - 2) 契約の相手方は、適宜、実施計画書に基づき実施した業務について、月報及び最終報告書を作成し、官側の確認を得て、提出すること。

2.7 役務員の資格

役務員等の資格は、次による。

a) 契約の相手方

- 1) 契約の相手方は、次に示す認証を有すること。なお、契約の相手方は、認証取得を証明する書面（認定証等）の写しを提出するものとする。
 - ①品質保証について、役務提供部門がISO 9001認証を取得していること。
 - ②情報セキュリティ管理体制について、ISO 27001認証を取得していること。
- 2) 契約の相手方は、RMF 運用承認取得に関する業務経験者を有すること。
- 3) 契約の相手方は、本役務を実施するための体制として、プロジェクト管理者及び技術者による業務従事者によって構成すること。プロジェクト管理者は、プロジェクトを運営し、官との調整を行う役割として、1名を置くこと。技術者は技術的支援の実務を行う役割として、1名以上を置くものとする。なお、業務従事者は、他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

b) 役務員

- 1) プロジェクト管理者への要求 本役務のプロジェクト管理者は、次のいずれかの資格又は同等の能力（官公庁のプロジェクト経験8年以上等）を有すること。
 - ①PMP “プロジェクトマネジメント・プロフェッショナル”
 - ②情報処理技術者試験 “プロジェクトマネージャー”
- 2) 技術者への要求（知識） 本役務の技術者について、少なくとも1名以上は、次の役務に関

する知識を有すること。

①Windows 及びLinux 等のサーバOS による設計、構築及び運用に関する知識を有すること。

②Oracle 等のデータベースの設計、構築及び運用に関する知識を有すること。

③防衛省の情報システムの予算業務に関する知識を有すること。

④防衛省の情報システムの調達業務に関する知識を有すること。

⑤防衛情報通信基盤（D I I）及び駐屯地等情報基盤等のネットワークの加入及び利用に係る調整業務に関する知識を有すること。

⑥防衛省の情報保証に係る業務に関する知識を有すること。

⑦防衛省のリスク管理枠組みに係る業務に関する知識を有すること。

3) 技術者への要求（経験） 本役務の技術者について、少なくとも1名以上は、次の役務に関する経験を有すること。

①情報システムの設計、構築及び運用の業務経験を有すること。

②組込みシステムの設計、構築及び運用の業務経験を有すること。

③通信ネットワークの設計、構築及び運用の業務経験を有すること。

④RMF 対応による、情報システムの運用承認の取得についての支援経験を有すること。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表1によるものとし、提出前に陸上幕僚監部装備計画部通信電子課の確認を受けた後、速やかに陸上幕僚監部装備計画部通信電子課に一式を提出しなければならない。

なお、提出書類は、電子記憶媒体によって提出し、当該電子記憶媒体の種類及び記憶方式については、官側との調整による。また、当該電子記憶媒体は、提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施し、コンピュータ・ウイルスが含まれていないことを確認する。

表1—提出書類

番号	書類名	数量	提出時期	提出先	備考
1	役務従事者名簿	電子媒体：1	契約後速やかに	陸上幕僚監部装備 計画部通信電子課	役務従事者の資格証明書 の写し及び職務経歴書等 を添付すること。
2	実施計画書	電子媒体：1	契約後速やかに		
3	月間役務時間報告書	電子媒体：1	業務実施の翌月 (最終月分は、契約終了 日まで提出すること。)		
4	最終報告書	電子媒体：1	契約終了日の前日まで		

4.2 無償貸付品

無償貸付品は、GLT-CG-Z000001の箇条5によるものとし、特に必要と認められる場合においては、調達要領指定書によって指定するほか、官側が必要と認めたものについて、無償貸付けを受けることが可能である。

なお、無償貸付の申請又は申出は、契約の相手方が希望する1か月前を基準として行う。

4.3 情報の保全*

- a) 契約の相手方は、この契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表などを官側の許可なく行ってはならない。
- b) 契約の相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報〔“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）”（以下、“情報セキュリティ通達”という。）第2項第1号に規定する情報をいう。〕その他の非公知の情報（以下、“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項”及び別紙“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準”に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理する。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知する。
 - 1) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱う。）として取り扱われることを保障する履行体制
 - 2) 官側の同意を受けて指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
 - 3) 官側が書面によって個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査などを行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

4.4 役務の実施体制*

契約の相手方は、この役務の実施に当たり、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下、“業務従事者”という。）を確保する。
- b) a)の業務従事者は、この役務で要求する特定の経験、資格、業績などをもつものとする。
- c) a)の業務従事者は、b)に掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍など）、業績などをもつものとする。
- d) c)の業務従事者が他の手持ち業務などとの関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にある。

4.5 官側の施設などへの立入り

官側の施設などへの立入りについては、官側の指示に従わなければならない。

4.6 知的財産権*

知的財産権は、次による。

- a) 契約の相手方は、この設計において第三者の著作権その他の権利（以下、“著作権等”という。）を侵害しないことを確認する。
- b) この設計が第三者の権利を侵害しているとして官側に対して第三者が何らかの請求・主張を行

ったときには、契約の相手方が自己の費用によって当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任は、全て契約の相手方が負担する。

c) この契約において創作され納入物となる著作物において著作権等が発生する場合、その権利は次による。ただし、官側は、納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲において翻案、翻訳、複製及び貸与（以下、“利用”という。）することが可能である。

1) 契約の相手方又は第三者が従来から保有していたドキュメントの著作権等は、契約の相手方又は第三者に留保される。ただし、官側は、これらドキュメントを契約の相手方の同意の下、第三者に対し利用を許諾することが可能である。この場合、契約の相手方は、正当な理由がない限り同意を拒んではならない。

2) この契約で新たに契約の相手方が著作したドキュメントの著作権は、官側と契約の相手方の共有とする。

3) 官側は、著作権を共有したドキュメントに関し、契約の相手方の同意などを得ることなくその利用を第三者に許諾することが可能である。

4) 共有する持分を第三者へ譲渡し又は質権の目的とする場合及び3)以外の共同著作権行使をする場合は、契約の相手方と事前に協議の上、承認を受けなければならない。

5) 契約の相手方は、著作者人格権のうち、同一性保持権を行使してはならない。

4.7 官側の支援

契約の相手方は、この契約の履行に当たり次の事項について事前に官側と調整の上、無償で官側の支援を受けてもよい。

a) 官側の保有するデータ、資料などの閲覧に関する事項

b) 駐屯地内敷地、施設及び設備備品の使用

c) 官用電話の使用

d) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水などの使用及び操作に関する事項

e) 現地作業時の空調運転

f) その他契約履行に必要な事項

4.8 不具合などの処理

この契約の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに官側に申し出て指示を受けなければならない。

なお、細部は、官側との調整による。

4.9 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調達要求番号	4 L 7 X 2 A 2 0 0 2 0
	調達要求年月日	令和6年9月9日
	作 成 部 課	陸上幕僚監部装備計画部通信電子課
	作 成 年 月 日	令和6年9月9日
品 名	装備品に係るシステムのリスク管理枠組み対応に係る技術支援役務	
仕様書番号	G S - C G - Z - 2 4 0 0 0 1	
指定事項 1.2 用語及び定義 この調達要領指定書で用いる用語及び定義は、仕様書による。 1.3.2 関連文書* G S - C 6 4 5 7 7 0 L 火力戦闘指揮統制システム G S - C 6 4 3 0 2 1 E 野戦特科情報処理システム G S - C 6 8 5 0 3 8 D 基幹連隊指揮統制システム G S - C 6 4 1 9 3 0 F 沿岸レーダ装置 J T P S - P 8 - () G S - C 6 4 2 2 3 9 E 対迫レーダ装置 J M P Q - P 1 3 G S - C 6 4 3 6 8 0 R 対砲レーダ装置 J T P S - P 1 6 G S - C 8 3 6 6 6 7 UAV (狭域用) 汎用型 J D X S - H 2 0 G E - B 1 5 5 0 0 1 B 光学ドローン G S - C 6 4 3 0 3 3 G 師団対空情報処理システム G S - C 6 4 5 0 8 1 H 地上レーダ装置1号 J T P S - P 2 3 - () G S - C 6 4 5 2 3 7 G 近距離監視装置 J G V S - V 9 G S - C 2 1 6 2 2 6 C 無線搬送装置1号 G S - C 6 4 5 0 8 2 G 地上レーダ装置2号 J P P S - P 2 4 G S - C 6 8 5 0 0 8 R 師団等指揮システム G S - C 6 7 5 9 0 8 H 野外通信システム G S - C 2 1 6 3 2 9 B OH多重通信装置 J M R C - C 1 0 0 G S - C 2 1 4 4 8 0 L 車両無線機 G E - A 3 8 2 0 8 6 C 弾性波探査セット G S - C 6 5 5 4 8 4 G 航空気象装置 J M M Q - M 7 - () G S - C 2 1 4 7 9 2 E 地上無線機 G E - A 3 8 2 0 8 8 C 一軸圧縮試験セット 2.2 技術支援対象装備品等名・実施場所・日程・役務時間 a) 技術支援対象装備品等名		

火力戦闘指揮統制システム（FCCS）

1) 実施場所

市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。

2) 日程

令和6年度から運用承認の手続きを開始できるよう支援する。

なお、細部は、官側との調整による。

b) 技術支援対象装備品等名

野戦特科情報処理システム（FADS）

1) 実施場所

市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。

2) 日程

令和7年度から運用承認の手続きを開始できるよう支援する。

なお、細部は、官側との調整による。

c) 技術支援対象装備品等名

基幹連隊指揮統制システム（ReCS）

1) 実施場所

市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。

2) 日程

令和7年度から運用承認の手続きを開始できるよう支援する。

なお、細部は、官側との調整による。

d) 技術支援対象装備品等名

沿岸レーダ装置（JTSP-P8-（ ））

1) 実施場所

市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。

2) 日程

令和7年度から運用承認の手続きを開始できるよう支援する。

なお、細部は、官側との調整による。

e) 技術支援対象装備品等名

対迫レーダ装置（JMPQ-P13）

1) 実施場所

市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。

2) 日程

令和7年度から運用承認の手続きを開始できるよう支援する。

なお、細部は、官側との調整による。

f) 技術支援対象装備品等名

対砲レーダ装置（JTSP-P16）

1) 実施場所

市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。

2) 日程

令和6年度から運用承認の手続きを開始できるよう支援する。

なお、細部は、官側との調整による。

g) 技術支援対象装備品等名

UAV（狭域用）汎用型（JDXS-H20）*

1) 実施場所

市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。

2) 日程

令和6年度から運用承認の手続きを開始できるよう支援する。

なお、細部は、官側との調整による。

h) 技術支援対象装備品等名

光学ドローン *

1) 実施場所

市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。

2) 日程

令和7年度から運用承認の手続きを開始できるよう支援する。

なお、細部は、官側との調整による。

i) 技術支援対象装備品等名

師団対空情報処理システム（DADS）*

1) 実施場所

市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。

2) 日程

令和7年度から運用承認の手続きを開始できるよう支援する。

なお、細部は、官側との調整による。

j) 技術支援対象装備品等名

地上レーダ装置1号（JTPS-P23-（ ））*

1) 実施場所

市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。

2) 日程

令和7年度から運用承認の手続きを開始できるよう支援する。

なお、細部は、官側との調整による。

k) 技術支援対象装備品等名

近距離監視装置（JGV S-V9）*

1) 実施場所

市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。

2) 日程

令和7年度から運用承認の手続きを開始できるよう支援する。

なお、細部は、官側との調整による。

l) 技術支援対象装備品等名

無線搬送装置1号

1) 実施場所

市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。

- 2) 日程

令和6年度から運用承認の手続きを開始できるよう支援する。
なお、細部は、官側との調整による。
- m) 技術支援対象装備品等名

地上レーダ装置2号 (JPPS-P24)*

 - 1) 実施場所

市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。
 - 2) 日程

令和6年度から運用承認の手続きを開始できるよう支援する。
なお、細部は、官側との調整による。
- n) 技術支援対象装備品等名

師団等指揮システム (F i C S) ●

 - 1) 実施場所

市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。
 - 2) 日程

令和6年度から運用承認の手続きを開始できるよう支援する。
なお、細部は、官側との調整による。
- o) 技術支援対象装備品等名

野外通信システム ●

 - 1) 実施場所

市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。
 - 2) 日程

令和7年度から運用承認の手続きを開始できるよう支援する。
なお、細部は、官側との調整による。
- p) 技術支援対象装備品等名

OH多重通信装置 (JMRC-C100) ●

 - 1) 実施場所

市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。
 - 2) 日程

令和6年度から運用承認の手続きを開始できるよう支援する。
なお、細部は、官側との調整による。
- q) 技術支援対象装備品等名

車両無線機 (新野外無線機) ●

 - 1) 実施場所

市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。
 - 2) 日程

令和6年度から運用承認の手続きを開始できるよう支援する。
なお、細部は、官側との調整による。
- r) 技術支援対象装備品等名

弾性波探査セット ●

令和6年度から運用承認の手続きを開始できるよう支援する。

なお、細部は、官側との調整による。

s) 技術支援対象装備品等名

航空気象装置 (JMMQ-M7-())[●]

1) 実施場所

市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。

2) 日程

令和6年度から運用承認の手続きを開始できるよう支援する。

なお、細部は、官側との調整による。

t) 技術支援対象装備品等名

地上無線機 ●

1) 実施場所

市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。

2) 日程

令和6年度から運用承認の手続きを開始できるよう支援する。

なお、細部は、官側との調整による。

u) 技術支援対象装備品等名

一軸圧縮試験セット ●

1) 実施場所

市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。

2) 日程

令和6年度から運用承認の手続きを開始できるよう支援する。

なお、細部は、官側との調整による。

v) 役務時間

上記a)～u)に係わる情報システムのRMF対応業務の技術支援

区分	作業時間	備考
管理者	● 2, 4 5 8時間 (上限)	
技術者	● 3 2, 6 4 2時間 (上限)	

4.2 無償貸付品

契約の相手方は、官側と調整することにより、官側が本役務の実施に必要と認めた資料及び次の資料の貸与を無償で受けることができる。

番号	名称	秘密 区分	媒体	数量	貸付期限	貸付・返却場 所
1	情報システムにおけるリスク 管理枠組み（RMF）実施要 領等について（通知）（防整 サ第14551号。令和5年 7月3日）添付書類2～4 （注意）	注意	紙	1部	契約締結後 ～ 契約終了日	陸上幕僚監部 装備計画部通 信電子課

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号															
	調 達 要 求 番 号	4 L 7 X 2 A 2 0 0 2 0														
	調 達 要 求 年 月 日	令和 6 年 9 月 9 日														
	作 成 部 課	陸上幕僚監部装備計画部通信電子課														
	作 成 年 月 日	令和 6 年 9 月 9 日														
品 名	装備品に係るシステムのリスク管理枠組み対応に係る技術支援役務															
仕様書番号	GS-CG-Z-240001															
1 保護すべき情報の管理 契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(防装庁(事)第137号。令和4年3月31日)別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。																
2 保護すべき情報として指定された情報 <table border="1"> <thead> <tr> <th>保護すべき情報</th> <th>保護すべき情報の詳細</th> <th>企業で取り扱う際の留意事項</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式</td> <td>情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について(通知)別冊(注意)[防運情第92495号(19.9.20)]</td> <td> ○作成過程に明らか又は類推される場合は保護の対象とする。 ○作成初期から、左記内容が明白になる場合は保護対象とする。(検討段階は除くものの、検討段階であっても、要求性能が類推できる場合も含む) </td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報システムにおけるリスク管理枠組み(RMF)実施要領等について(通知)</td> <td>情報システムにおけるリスク管理枠組み(RMF)実施要領等について(通知)添付書類2～添付書類4(注意)[防整サ第14551号。(令和5年7月3日)]</td> <td> ○会議等における会議資料議事録など、保護すべき情報が類推できる場合は保護対象とする。 ○引用文書及び無償貸付品使用時、それらの保護すべき情報が類推できる場合は保護対象とする。 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考	情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式	情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について(通知)別冊(注意)[防運情第92495号(19.9.20)]	○作成過程に明らか又は類推される場合は保護の対象とする。 ○作成初期から、左記内容が明白になる場合は保護対象とする。(検討段階は除くものの、検討段階であっても、要求性能が類推できる場合も含む)		情報システムにおけるリスク管理枠組み(RMF)実施要領等について(通知)	情報システムにおけるリスク管理枠組み(RMF)実施要領等について(通知)添付書類2～添付書類4(注意)[防整サ第14551号。(令和5年7月3日)]	○会議等における会議資料議事録など、保護すべき情報が類推できる場合は保護対象とする。 ○引用文書及び無償貸付品使用時、それらの保護すべき情報が類推できる場合は保護対象とする。	
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考													
情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式	情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について(通知)別冊(注意)[防運情第92495号(19.9.20)]	○作成過程に明らか又は類推される場合は保護の対象とする。 ○作成初期から、左記内容が明白になる場合は保護対象とする。(検討段階は除くものの、検討段階であっても、要求性能が類推できる場合も含む)														
情報システムにおけるリスク管理枠組み(RMF)実施要領等について(通知)	情報システムにおけるリスク管理枠組み(RMF)実施要領等について(通知)添付書類2～添付書類4(注意)[防整サ第14551号。(令和5年7月3日)]	○会議等における会議資料議事録など、保護すべき情報が類推できる場合は保護対象とする。 ○引用文書及び無償貸付品使用時、それらの保護すべき情報が類推できる場合は保護対象とする。														
3 特記事項 なし																

入 札 書

調 達 要 求 番 号	4L7X2A20020	契約実施計画番号	4K6Z23C02240
-------------	-------------	----------	--------------

金額 円 (税抜)

品 名	規格	数量	単位	単価(税抜)	金額
装備品に係るシステムのリスク管理枠組み対応に係る技術支援役務	仕様書のとおり	1	ST		
納入(履行)場所	陸幕装計部通電課		納入期限(工期)	令和8年3月31日	
入札(契約)保証金	免 除	入札(見積)書有効期限			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 6 年 10 月 23 日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 宮 内 修 嗣 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連絡先

委任状（入札等）

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣 殿

住 所：
会 社 名：
代表者名：
担当者名：
連 絡 先：

令和6年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間
を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者